

最高裁秘書第2451号

令和元年5月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月24日付け（同月25日受付、最高裁秘書第2304号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

昭和42年4月17日付け最高裁総三第24号総務局長、民事局長回答「裁判官認知により開始する過料事件の取扱いについて」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

裁判官認知により開始する過料事件の取扱いについて

昭和42年4月17日総三第24号総務局長、民事局長回答

(照会)

裁判官が有限会社から株式会社への組織変更認可申請事件を審理中有限会社法第八五条第一項第二号の事実を認知し過料事件を開始する場合、認知した裁判官が過料事件の通知を管轄裁判所へして立件すべきか、または認知した裁判所が直ちに過料の裁判をすることができますか、ご教示願います。

参考 昭和三一年七月四日民事甲第二一四号民事局長通知昭和三二年九月八日民三第三五五号民事局長通知民事裁判資料第八〇号一六四頁

(回答)

標記については、左記のとおり取り扱つて下さい。

記

当該過料事件がその違反事実を認知した裁判官所属の裁判所の管轄に属する場合には、事件簿へ登載したうえ、手続を開始する。

右裁判所の管轄に属しない場合には、管轄裁判所へ通知する。